



この度、在外教育施設における教育の振興に関する法律が施行されたことに伴い、法律の概要及び留意事項について通知します。

4 文科教第 4 5 2 号  
令和 4 年 6 月 1 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
各日本人学校運営委員会委員長  
各 日 本 人 学 校 長 殿  
各私立在外教育施設運営委員会委員長  
各私立在外教育施設学校長  
各補習授業校運営委員会委員長  
各 補 習 授 業 校 長

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

在外教育施設における教育の振興に関する法律の施行について  
(通知)

この度、第 208 回国会において、「在外教育施設における教育の振興に関する法律(令和 4 年法律第 73 号)」が成立し、令和 4 年 6 月 17 日に公布、施行されました。

本法律の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本法律の趣旨を踏まえた取組に努めてくださいますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

## 第 1 法律の概要

### 1. 総則(第 1 条から第 6 条まで関係)

## (1) 目的

- ・本法律は、在外教育施設が海外に在留する邦人である子（以下「在留邦人の子」という。）の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、及び在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応するため、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって次代の社会を担い、及び国際社会で活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とすること。

## (2) 定義

- ・本法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校又は高等学校をいうこと。
- ・本法律において「在外教育施設」とは、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設であって、次のいずれかに該当するものをいうこと。
  - ①学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設
  - ②学校における教育課程の一部を行う教育施設であって、在留邦人の子の心身の発達に応じて体系的な教育を組織的に行うために必要なものとして、次に掲げる事項に関し外務大臣が定める基準に適合するもの
    - i 教育施設の設置者
    - ii 教育施設における国語教育その他教育の内容
    - iii 教育施設に在籍する在留邦人の子の数
    - iv 教育施設の教職員の確保の状況
    - v 教育施設の運営の体制

## (3) 基本理念

- ・在外教育施設における教育の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。
  - ①在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること。
  - ②在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること。
  - ③在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること。

## (4) 国の責務

- ・国は、前条の基本理念にのっとり、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

#### (5) 連携の強化

- ・国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、関係省庁相互間その他関係機関、在外教育施設の設置者等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (6) 財政上の措置等

- ・政府は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

### 2. 基本方針（第7条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- ・基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ①在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項
  - ②在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項
  - ③その他、在外教育施設における教育の振興に関する重要事項
- ・文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育に関する状況の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 3. 基本的施策（第8条から第12条まで関係）

#### (1) 在外教育施設の教職員の確保

- ・国は、地方公共団体の協力を得つつ、在外教育施設の教職員を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (2) 在外教育施設の教職員に対する研修の充実等

- ・国は、在外教育施設の教職員に対する研修の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

#### (3) 在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化（第10条関係）

- ・国は、在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化が図られる

よう、参考となる資料等の情報の提供、在外教育施設における情報通信技術の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとともに、在外教育施設における教育の内容がその所在する地域の特色を生かしたものとなるよう配慮すること。

(4) 在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保（第 11 条関係）

- ・国は、在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保が図られるよう、在外教育施設の運営に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(5) 在外教育施設の安全対策等（第 12 条関係）

- ・国は、在外教育施設に在籍する在留邦人の子及びその教職員の安全の確保が図られるよう、在外教育施設の安全対策及びその所在する地域の安全に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(6) 在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等（第 13 条関係）

- ・国は、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進が図られるよう、在外教育施設における我が国の魅力の増進に資する活動（以下「魅力増進活動」という。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・国は、魅力増進活動に資する自主的な活動として、在外教育施設を拠点とした日本文化の紹介又は日本語の普及、在外教育施設における在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れその他の我が国に対する諸外国の理解の増進を図るための活動が行われる場合には、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(7) 調査研究の推進等（第 14 条関係）

- ・国は、在外教育施設における教育の内容及び方法に関する研究その他の在外教育施設における教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 4. 施行期日等

(1) 施行期日（附則第 1 条関係）

- ・本法律は、公布の日から施行すること。

(2) 検討（附則第 2 条関係）

- ・政府は、本法律の施行後速やかに、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実のための方策につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする  
こと。

- ・政府は、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする

## 第2 留意事項

- ・本法律の趣旨を踏まえ、国として、在外教育施設における教育の振興に関する施策の更なる充実に取り組むこととしているところ、在外教育施設におかれては、在留邦人の子の教育を受ける機会の確保、国内の学校における教育環境と同等の水準の確保、更には、在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養及び我が国に対する諸外国の理解の増進に御協力をいただきたいこと。
- ・本法第2条第2項第1号の規定に基づく文部科学大臣の告示及び同項第2号の規定に基づく外務大臣が定める基準は、検討の上、追ってお示しすることとしていること。文部科学大臣の告示に伴う、在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）第1条の規定に基づく文部科学大臣による在外教育施設の認定に関する変更は生じないこと。
- ・本法第7条の基本方針については、現在検討中であり、追ってお示しすること。
- ・本法第8条の規定を踏まえ、国として必要な施策を講ずるものとされているところ、地方公共団体におかれては、在外教育施設への教師派遣に関して積極的な検討をお願いしたいこと。この際、令和4年3月に取りまとめられた「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」(※)の結果についても参照されたいこと。
- ・本法第13条第2項に関連して、在外教育施設が海外において日本文化への関心喚起にも資する可能性があるという観点も踏まえ、我が国に対する諸外国の理解の増進を図るための活動の実施に御協力をいただきたいこと。

※ 在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析  
(総務省 政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究)

- ・ 報告書概要：[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000809688.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000809688.pdf)
- ・ 報告書本体：[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000809689.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000809689.pdf)

QR コード

【報告書概要】

【報告書本体】



別添 1 在外教育施設における教育の振興に関する法律 概要

別添 2 在外教育施設における教育の振興に関する法律

【本件連絡先】 文部科学省 総合教育政策局 国際教育課

<本法律について>

企画係

電話：03-5253-4111（内線 3279）

E-MAIL：[kyokoku@mext.go.jp](mailto:kyokoku@mext.go.jp)

<在外教育施設への教師派遣について>

在外教育施設教職員派遣係

電話：03-5253-4111（内線 2440）

E-MAIL：[zaigai-haken@mext.go.jp](mailto:zaigai-haken@mext.go.jp)

<その他在外教育施設全般について>

在外教育施設企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 3562、3095）

E-MAIL：[zaigai@mext.go.jp](mailto:zaigai@mext.go.jp)